

林業安全宣言が行われました

平成 28 年 12 月 26 日、当署管内で林業を主として行う 28 の事業団体が「林業安全宣言」を行い宣言書が提出されました。

宣言式は日田労働基準監督署と大分県西部振興局による「大分県西部地区木材業労働災害防止対策の協同活動に関する協定締結式」に引き続いて行われました。

宣言書に記された内容は次の通りです。

林業宣言書

我々は、重大災害が多い林業の現場作業において、安全推進体制を強化し、経営トップから現場末端まで全員の安全意識を高め、労働災害の撲滅に向け様々な取組を自主的・積極的に推進するとともに、以下の五原則を遵守し、ゼロ災を目指します。

林業安全遵守五原則

1. 安全な距離の確保と危険範囲の立入禁止
2. 伐倒方向・退避場所の確認と合図の徹底
3. 複数作業による適正な方法を用いたかかり木処理
4. 問題事案の迅速報告、皆で検討、皆で処理
5. 指差呼称の安全確認

宣言書は杉材に刻まれ、日田労働基準監督署長、大分県西部振興局長それぞれに手渡されました。また、式の終わりに記念撮影が行われました。



(写真上：杉材に刻まれた安全宣言書)



(写真左：出席者全員による集合写真)